地租、 家屋税の使用者課税に関する質問主意書

昭和二十六年三月二十日

衆

議

院

議

長

林

讓

治 殿 右の質問主意書を提出する。

提出者 並 木 芳 雄

## 地租、家屋税の使用者課税に関する質問主意書

前国会までに数度にわたつて固定資産税(地 租、 家屋税)の庶民住宅使用者課税に関して質問したが、政

府の答弁に対し更に次のことを質問する。

現状の住居費負担の不均衡のもとは、 もつぱらその建築時期の差に基くものであり、昭和十五年建築

 $\mathcal{O}$ ものと昭和二十四年建築のものとの家賃の比は、一対九以上となつていることは正に政府の指摘して

いる通りである。

従つて、公営庶民住宅使用料と「一般家賃」との均衡を問題とする場合には、 当然住宅の建築時 期をこ

えた考慮が拂われるべきであると考えられるにもかかわらず、 政府は、 何故に建築時 期によつて一線を

かくして、 同一 建築時 期の住宅のわく内においてのみ均衡を論じようとするのである か。

政府の熟知する如く、 終戰以後の建築原価高騰のため、これより住宅の家賃を割りだすものとすれ

ば、勢い高額家賃とならざるを得ない。

原価に対して半額国庫補助がなされていることと諒承しているのであるが、今かかる公営庶民住宅に対 して固定資産税という形の変えられた住宅費負担を加重することは、折角の国庫補助の趣旨に逆行する 住むに家なき庶民に対する住宅対策として、 戦後の高額家賃を幾分たりとも低くするため、 その建築

三 政府は、 固定資産税の課税に当つては公営庶民住宅といえども一率に律することはできないと答弁し

ている。

ものではないか。

変らないこともあるし、 るが、このうちには政府のいう如く「ある者は充分に担税能力もあり、 通常公営庶民住宅というものは、 その反面他のある者は非常に生活にも困窮して生活扶助等を受けていることも 数十戸、数百戸が一群となつて団地が形成されているものなのであ 何ら一 般住宅に居住するものと

L からば、同一団地内の同一形体、 同一家賃の住宅に対しても、その居住者の貧富の度に応じて、固 ある。」といつた具合に自ら貧富の差も存するであろう。

定資産税の課税額に差等を付するのが適当であると、政府は考えていると解してよいか。